媒介契約とは

宅地建物取引業者が、宅地建物の売買や交換の媒介(仲介)の依頼を受ける際の依頼者との契約を媒介契約という。宅地建物取引業者は、媒介契約を締結したときは、遅滞なく一定の契約内容を記載した書面を作成して記名押印し、依頼者に交付しなければならない。

▶ 契約内容(書面化する内容)

1. 宅地建物を特定するために必要な表示。

※宅地は所在と地番、建物は所在や種類、構造など。1筆の土地の一部やマンションの1室の場合には、図面の添付や室番号等

2. 宅地建物を売買する価格またはその評価額

※目的物件をいくらで売り出すかという価格。

3. 媒介契約の種類

※媒介契約には、専属専任媒介契約・専任媒介契約・一般媒介契約の3つの種類があり、そのうち一般媒介契約には、明示型と 非明示型の2種類があります。種類と効果は下記の通りです。

依頼者の義務	一般媒介契約	専任媒介契約	専属専任媒介契約
他業者への依頼	業者に重ねて依頼すること ができる	業者に重ねて依頼すること ができない	業者に重ねて依頼すること ができない
自己発見取引	認められる	認められる	認められない

業者の義務	一般媒介契約	専任媒介契約	専属専任媒介契約
契約の相手方に関する義務	-	指定流通機構への物件 登録義務(媒介契約締結後 7日以内に登録)	指定流通機構への物件 登録義務(媒介契約締結後 5日以内に登録)
業務処理状況の報告	-	2週間に1回以上 (文書または電子メールに よる報告)	1 週間に 1 回以上 (文書または電子メールに よる報告)

▶媒介契約の有効期間

専属専任・専任媒介契約の有効期間は3ヶ月を超えることができない。3ヶ月を超える期間の 特約をした時は3ヶ月に 短縮される。

また有効期間は依頼者の申し出により更新できるが、1回の更新に係る期間は3ヶ月を超えることができない。

▶指定流通機構とは

平成2年5月より、指定流通機構制度が施行されている。

現在、全国で4つの不動産の 需給圏域ごとに1つずつ、オンラインにより不動産情報交換交換事業を実施する流通 機構を、国土交通大臣が指定するものである。指定流通機構の活用により、不動産物 件情報が広く流通し、迅速な取引が行われ、不動産流通市場の設備・近代化が進むことが期待されています。